議案第18号

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市スポーツ施設の休場日を変更するための改正

飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

飛驒市スポーツ施設条例 (平成17年飛驒市条例第54号) の一部を次のように改正する。

別表飛驒市古川トレーニングセンターの部から飛驒市山田グラウンドの部までの 規定中「毎週月曜日(ただし、当該月曜日が祝日に当たる時はその翌日)」を「無 休」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

飛騨市スポーツ施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	現行							改正案							
本則・	本則・附則 略						7	本則・附則 略							
別表	別表(第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)							別表(第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)							
3	名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料	Ī	名	5称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料	
飛騨市	市古川ト	飛騨市	毎週月曜日	12月29日	午前8時	飛騨市使		飛騨市	古川ト	飛騨市	無休	12月29日	午前8時	飛騨市使	
レー	ニングセ	古川町	(ただし、	から翌年	から午後	用料徴収		レーニ	ニングセ	古川町		から翌年	から午後	用料徴収	
ンター	_	沼町233	当該月曜日	の1月3	10時まで	条例(平		ンター	-	沼町233		の1月3	10時まで	条例(平	
1		番地1	が祝日に当	目まで		成16年飛				番地1		目まで		成16年飛	
飛騨	運動場	飛騨市	たる時はそ		午前6時	騨市条例			運動場	飛騨市			午前6時	騨市条例	
市古		古川町	の翌日)		から午後	第70号)		市古		古川町			から午後	第70号)	
川町		信包733			10時まで	による				信包733			10時まで	による	
森林	研修棟	番地1							研修棟	番地1					
公園	キャン							公園	キャン						
	プ場								プ場						
	林間広								林間広						
	場								場						
	テニス								テニス						
	コート	m <i>k</i> t	m&z	mkz	m/z	m/sz			コート	m <i>k</i> z	m&z	mkz	m/z	m&z	
	サイク リング	哈	略	略	略	略			サイク リング	哈	略	略	略	略	
	リングロード								リングロード						
飛騨	野球場	飛騨市	毎週月曜日	12月1日	午前6時	飛騨市使		飛騨	·		無休	12月1日	午前6時	飛騨市使	
市サ	233.	古川町	(ただし、	から翌年	から午後	用料徴収		市サ	23 1131 ///	古川町	ZW F L		から午後	用料徴収	
ン・		下野		の3月31	10時まで	条例によ		ン・		下野		· ·	10時まで	条例によ	
スポ		1322番		日まで		3		スポ		1322番		日まで		る	
ーツ		地2	たる時はそ					ーツ		地2					
ラン								ラン							

ドふ ミーテ るか ルーウ グラド ルフリ 飛騨市増島 見 ンド		の翌日)		午前6時 6時 5時 5時 6年 6年 6年 6年 7 10時 10時 10時 10時			ドるか ルグンル増え 一	グ ム ウ ゴ 場 ¹ 児 飛騨市			午前6時 6時 5時 5時 6年 6年 6年 6年 6年 6年 7 10時 10時 10時 10時	
飛騨市杉崎公 園グラウンド	飛騨市						飛騨市杉崎園グラウン					
飛騨市黒内屋		<u></u>	 杉原広場の	<u>.</u> 部略		-	飛騨市黒内		の部~飛騨市	 i杉原広場の	 ·部 略	
飛騨市サン・ビレッジ神岡	飛騨市	毎週月曜日	12月29日 から翌年 の1月3 日まで	午前8時 から午後 10時まで	飛騨市使 用料徴収 条例によ る		飛騨市サンビレッジ神	・飛騨市	無休	12月29日 から翌年 の1月3 日まで	午前8時 から午後 10時まで	飛騨市使 用料徴収 条例によ る
飛騨市桜ヶ丘 体育館 飛騨市釜崎社	神岡町 桜ケ丘 1番地	の翌日)					飛騨市桜ヶ 体育館	神岡町 桜ケ丘 1番地				
	神岡町 釜崎836 番地1						飛騨市釜崎 会体育館 飛騨市釜崎	神岡町 釜崎836 番地1	_			

	45 than				/> / ·				
	釜崎374			ル場	釜崎374				
	番地1				番地1				
飛騨市坂巻公	飛騨市	12月1日	午前6時	飛騨市坂巻公	飛騨市		12月1日	午前6時	
園野球場	神岡町	から翌年	から午後	園野球場	神岡町		から翌年	から午後	
	殿360番	の3月31	10時まで		殿360番		の3月31	10時まで	
飛騨市坂巻公	地	日まで	午前6時	飛騨市坂巻公	地		日まで	午前6時	
園テニス場			から午後	園テニス場				から午後	
飛騨市神岡東	飛騨市		5時まで	飛騨市神岡東	飛騨市			5時まで	
	神岡町			グラウンド	神岡町				
-	殿1020				殿1020				
	番地				番地				
飛騨市山田体	飛騨市	12月29日	午前8時	飛騨市山田体	飛騨市		12月29日	午前8時	
育館	神岡町	から翌年	から午後	育館	神岡町		から翌年	から午後	
	山田	の1月3	10時まで		山田		の1月3	10時まで	
	2059番	日まで			2059番		日まで		
飛騨市山田グ	地	12月1日	午前6時	飛騨市山田グ	地		12月1日	午前6時	
ラウンド			から午後	ラウンド			から翌年	から午後	
		· ·	10時まで				の3月31	10時まで	
		日まで	, =				日まで		
 飛騨市営水泳 フ	プールの部の略	1. 5. 1	I	飛騨市営水泳	L プールの部	路	1,	1	

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

1 改正の趣旨

飛騨市スポーツ施設の休場日を変更するための改正

2 改正の内容

飛騨市スポーツ施設について市民のニーズに合わせ有効利用するため、飛騨市 営水泳プール以外の施設を無休とするもの。

3 施行日 令和3年4月1日